

登録安全衛生推進者等養成講習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 47 条の 2 の規定により、第 46 条第 4 項第 2 号の事項のうち、代表者の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 1 条の 2 の 15 の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人浜松労働基準協会

登録教習機関の所在地 静岡県浜松市中央区中央1-3-6
浜松イーストセブン 205号

登録教習機関の代表者	変更前	会長	伊藤	照幸
	変更後	会長	箕輪	匡文

変更年月日 令和7年5月21日

令和7年7月15日

静岡労働局長